

役員選挙立候補届出に関する告示

役員選任規程第7条によって、令和5年5月28日に実施する役員選挙の立候補届出期間を、令和5年4月5日午前9時より4月12日午後5時（必着）まで、とすることを告示する。

令和5年3月20日

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
選挙管理委員会

令和5年3月20日

会 員 各 位

公益社団法人 大阪府鍼灸師会
選挙管理委員会

役員選挙について

令和5年度役員選挙については、選挙管理委員よりその告示がされました。今回、役員に立候補される方は下記事項にご留意のうえ手続きをしてください。

記

- 選挙日 令和5年5月28日（日曜日）の令和5年度定時会員総会において行う。
- 立候補届出期間 令和5年4月5日 午前9時より4月12日 午後5時まで。
※この期間以外の届出（本会に到達しないもの）は無効とする。
- 立候補届出 立候補者は、立候補届出書に推薦書を付し、選挙管理委員会に届け出ること。
※封筒に立候補届出書在中と朱書きし、郵送の場合は必ず配達証明とすること。
- 書 式 立候補届出書
推薦書1……理事3名の推薦を得て立候補する場合
推薦書2……会員10名の推薦を得て立候補する場合
※立候補しようとする者は、書式を事務局から取り寄せること。

<役員選任規程>
(立候補の届出)

第8条 役員選挙に立候補しようとする者は、委員会が別に定める書式に従い、理事3名又は会員10名の推薦書を添付して、当該選挙の告示の届出期間内に委員会へ届出なければならない。

- 記入上の注意 ①必ず楷書で明瞭に記入し、訂正箇所には押印すること。
- ②氏名は必ず戸籍上の氏名を記入すること。

令和4年度 近畿ブロック青年部研修会を終えて

青年委員長 清藤直人



令和4年度の近畿ブロック青年部研修会が、令和5年3月12日（日）に和歌山県で開催されました。大阪からは青年委員の岩津優希先生（高槻）と清藤が参加しました。講師には、鍼灸師の資格だけで、トップアスリートの選手やオリンピック選手の施術を行う竹葉直紀先生をお招きして、「鍼灸師としてアスリートに対してできる事、注意すること（肩周囲の疾患の診方・施術）」というテーマでご講演いただきました。

心技体という考え方は、柔道からきた言葉だが、この用語は昭和、平成、令和になっても、変わる事のない、アスリートの選手にとって共通する考え方と言える。そして、治療するに当たり、心技体で身体をみていくのだという。

竹葉先生のお話は、約90分間続きましたが、飽きることなくあっという間に時間が経っていました。実技では、肩関節のゼロポイントで施術するなど、アスリートに対するアプローチ方法を教えていただきました。

次年度は福井県で開催されます。研修会または、永平寺で座禅など福井県ならではの場所で交流会も考えております。是非、新卒の先生、若手鍼灸師など、青年部と交流して、わからないことや聞けないことなど、何でも質問してみてください。気さくな先生方が、優しく教えてくれますので、たくさんの参加お待ちしております。



Contents

M-1

- ・役員選挙立候補届出に関する告示
- ・令和4年度 近畿ブロック青年部研修会を終えて
- ・「生涯研修」集計・自己申告に関するお知らせ
- ・民生・労災の新規取扱い講習会

- ・審査委員会だよ Re： No. 23

M-2

- ・理事会 議事メモ
- ・Fresh の電子化について
- ・鍼灸マッサージ利用補助事業のご案内
- ・令和5年3月度 会員動態報告

研修委員会より「生涯研修」集計・自己申告に関するお知らせ

研修委員長 荒木善行

平素より、大鍼会研修事業にご理解とご協力、またご支援を賜り衷心より感謝申し上げます。

さて、令和4年度生涯研修制度に関しましてお知らせ致します。皆様もご存じの通り、令和4年度の本会事業も、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりスポーツボランティア活動等中止を余儀なくされた事業もございました。オンライン等が普及したとはいえ、従来の生涯研修単位習得に困難を生じさせたことと存じます。

そこで、令和4年度も引き続き、終了単位を15単位（東洋療法研修試験財団も特例15単位）とし、25単位以上取得者には副賞を授与することと致しました。また関係団体主催（全日本鍼灸学会・大阪府鍼灸マッサージ師会等）のWEB講習会等も取得対象講習会となります。

つきましては、下記の申告書にご記入頂き、事務局へFAX（06-6351-4855）して頂くか、もしくは右記QRコードより申告して下さい。

※提出期限：4月15日（土）まで

※大鍼会・日鍼会研修事業（NELS 含め）につきましては、研修委員会にてすべて把握しております。



ご不明な点がございましたら事務局または study@osaka-hari9.jp までお問い合わせ下さい。

令和4年度
大鍼会生涯研修自己申告フォーム

5月14日 民生・労災の新規取扱い講習会を行います（次回は10月）

生活保護医療扶助は府・市の指定、労災保険は労働局の指名を受けて取り扱いますが、患者が来院してからの手続きでは1、2ヶ月の遅れが出てしまいます。患者の要望に即対応できるよう、前もって5月と10月に行われる新規取扱い講習の受講をお願いいたします。

参加希望者は氏名、支部、指定対象の住所※、受講希望（生保・労災）の別をFAXか電話で事務局にお知らせ下さい。FAX 06-6351-4855、TEL 06-6351-4803

※生活保護取扱い指定地域：開設者は施術所所在地の、勤務者は住所地の指定を受けます。

令和5年 5月14日（日）10：00 開始 於：大阪府鍼灸師会館

生活保護（施術管理者だけでなく施術を担当する従業員全てが指定を受けて下さい）

持物：A4サイズにした免許証のコピー、印鑑、筆記用具。施術所が堺市の場合、開設届コピー。振込先になる、ゆうちょ銀行通帳（口座名義、記号・番号がわかるもの）

労災保険（施術所から1名の指定になります）

持物：A4サイズにした免許証のコピー（免許毎に2部）、保健所開設届のコピー（付近の見取図・施術所の平面図）、筆記用具、印鑑、振込用の通帳（ゆうちょ銀行は不可）

※生活保護医療扶助 取扱いの注意

施術は給付要否意見書が発行された後、かつ、医師の同意日以降となります。

申請書は毎月5日到着を締切りとして処理いたします。レターパックなどでの提出をお願いいたします。

生活保護医療扶助の鍼灸取扱いは療養費に準じて行われますが、回数や往療に関して必要性をより厳格に見られます。ご注意ください。

（公的）審査委員だよ Re： No.23

初検料の算定について。

民生労災委員長 森下輝弘

- 初検料は、初回の場合にのみ支給できること。
- 患者の疾病が治癒した後、同一月内に新たな同意に基づき新たな疾患に対して施術を行った場合の初検料は支給できること。
- 現に施術継続中に他の疾病につき初回施術を行った場合は、それらの疾病に係る初検料は併せて1回とし、新たな初検料は支給できないこと。
- 再発の場合は初検料が支給できること。なお再発として取り扱う基準は、一律に設けることはできないことから、同意書等により適宜判断すること。
- 施術継続中に保険種別に変更があった場合の初検料は、支給できないこと。

注意点

※1 初検料を算定する場合は、「初回の同意」に「○」がされている。（下記に記入例）

※2、3 治癒した後であれば算定可ですが、現在施術している疾患が継続している状態で、新しい疾患を開始した場合は初検料は算定できません。

※4 最終施術から1か月や半年後といった期間の基準は一律に設けられていません。

今一度、確認の程宜しくお願い致します。

記入例

発病年月日	昭・平・令 年 月 日
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 (○をつけて下さい)
診 察 日	令和 年 月 日
	施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい。（任意）
注意事項等	

公益社団法人 大阪府鍼灸師会

令和4年度 第6回理事会 議事メモ

((出欠確認))	
理事16名	
出席数	12名
欠席数	4名
監事2名	
出席数	2名
欠席数	0名

1. 日 時 令和5年1月15日(日) 10時00分～
2. 場 所 大阪府鍼灸師会会館 4階会議室
3. 司 会 理事 久保俊仁
4. 議 長 会 長 得本 誠
5. 議事録作成人 理 事 廣橋久美子

出席理事：得本誠 富永礼子 堀口正剛
荒木善行 久保俊仁 永澤至子 清藤直人
喜多伸治 森下輝弘 北川肇 廣橋久美子
吉村春生（順不同）
出席監事：浜田暁 浅井和俊

欠席：南治成 柴山忠宏 三宅なつえ 丹波徹二

- （次第）
- I. 開会の辞 副会長 堀口正剛
- II. 挨拶 会 長 得本 誠
- III. 報 告 正副会長活動報告・日鍼会活動報告・委員会報告

【正副会長活動報告】
得本会長：
令和5年 1月 4日 法人設立60周年新年互礼会出席
1月12日 正副会長会議出席
富永副会長：得本会長と同様
堀口副会長：
令和4年12月 3日・4日 日鍼会全国大会出席
12月 6日 履正社100周年パーティ主席
12月14日 日鍼会業務執行理事会
12月17日・18日 DSAM 研修会参加
令和5年 1月 8日 臨床検査技師会新年互礼会出席
1月12日 正副会長会議出席

【日鍼会活動報告】
堀口副会長：労災保険申込みが開始したので日鍼会ホームページから手続きされたい。

【委員会報告】
■法人管理委員会（久保理事）
令和4年12月3日・4日 日鍼会全国大会
次回大会実行委員として参加し打ち合わせ等を行う
令和5年 1月4日 新入会オリエンテーションにて5名の新入会員参加
法人設立60周年新年互礼会出席
来年度の大鍼会・日鍼会月別年間行事予定を作成

■財務管理委員会（北川理事）
令和4年11月12日・29日・12月14日・28日・令和5年1月13日財務作業
令和5年 1月12日 正副会長会議出席

■青年委員会（清藤理事）
公式Instagramの投稿・フォロー状況の報告
3月和歌山にて青年委員会一泊研修会に参加予定

■地域ケア推進委員会（永澤理事）
令和4年11月27日 地域ケア zoom 会議に参加
次回令和5年1月27日にも参加予定

■大阪介護支援専門員協会（吉村理事）
業務執行状況の報告

■編集情報化委員会（喜多理事）
いかなごう・フレッシュの発行状況、ウェブサイトの随時更新の報告

■民政労災委員会（森下理事）
令和4年12月8日・令和5年1月7日 生保労災審査会・相談会
令和4年12月14日・15日 国保連審査会出向

令和4年12月21日 日鍼会未病戦略を考えるWG Zoom 会議出席

■組織委員会
令和4年11月21日 明治東洋医学院専門学校業界説明
11月30日 関西医療学園業界説明
令和5年 1月 4日 新入会オリエンテーション開催

■研修委員会（荒木理事）
（活動報告）
令和4年12月3日・4日 日鍼会全国大会参加
12月11日 霊枢勉強会
令和5年 1月 8日 霊枢勉強会（全国大会関連）
令和4年12月3日・4日 全国大会配信視察・西鉄旅行担当者との打ち合わせ・日理工との打ち合わせ
12月17日 飯塚大会長と打ち合わせ
12月20日 西鉄旅行と打ち合わせ
12月21日 泉佐野コンベンションビューローと打ち合わせ（WEB）
（その他報告）
・NELS 事務局（日鍼会）へ12月・1月分の単位申請
・Vimeo 年間契約更新（情報化委員会喜多先生より実施）
・日本植物医生（株）温灸イベントにおける説明をする講師について派遣依頼を受け、先方開発のオイルと温灸を組み合わせた説明を行なって欲しいという依頼があったが本会の活動にそぐわないため断った。

■普及啓発委員会（三宅理事）
欠席のため報告書の確認

IV. 議 案
●第1号議案 会員動態（得本会長）
・入会申請 ：3名 全会一致で承認
・登録事項変更届 ：5名
・退会届 ：5名
・準会員 ：4名

●第2号議案 令和5年度予算案の収支に関して（久保理事・北川理事）
会員減少の中、固定費や変動費の何処か減らせないか見直し検討は必要。予算案の段階で収支をあわせていく必要がある。来季からは事業と予算の抜本的な見直し検討も必要になっていくと考える。
令和5年度予算案について、全会一致で承認。

●第3号議案 IT 補助金申請に関して（北川理事）
当会ホームページ改良（動画配信を含む）を機にIT 補助金公募の申請を行いたい。
IT 補助金申請要件としてもEC サイト制作が必要であり申請・制作・報告までを請け負うIT 業者への聞き取りと相談を行っている段階である。
南副会長、久保理事、北川理事、荒木理事、喜多理事、廣橋理事らを中心にIT 補助金公募の申請を進める方向で全会一致にて承認。

●第4号議案 会員規定変更の件（久保理事）
災害支援体制強化を目的として、本会の入会資格を変更し大阪府鍼灸師会に入会を希望される全国の鍼灸師を対象にすることを提案。本会が大阪府と結んでいる災害支援協定の実効性を高めさらに充実させるためにも、居住地・勤務地の制限をなくし、公益社団法人としての質の向上をはかるべく議案上程をする。また定款変更の上程となるため理事会承認後に総会での承認が必要。
弁護士のリールチェックを受け、文言変更の可能性もあることを踏まえ、全会一致で承認。

●第5号議案 クレジットカード取扱規程の件（久保理事）
本会において大鍼会クレジットカード取扱規程がなかった。規程を作成し適正な運用を行う必要があるため審議されたい。
今回作成の取扱規程案を確認。
リールチェックを経て規程文章変更を含めること前提として、全会一致で承認。

●第6号議案 その他の件

V. 閉会の辞 会長指名理事（廣橋）

以上

Fresh の電子化について

編集・情報化委員長 喜多伸治

大阪府鍼灸師会会報「Fresh」につきましては紙媒体で隔月に発行しておりましたが、次年度より完全に電子化を行うこととなりました。
全会員とメールやウェブサイト、SNS などにより繋がることで、より早く適切な情報提供が可能になると考えております。
形態はこれから検討いたしますが、速報として現状のメールマガジン「いかなごう」を残しつつ、Fresh 電子版を送付するように考えております。会員各位に不自由の無い運用を行いたいと考えておりますので、ご意見ご要望をお待ちしております。
つきましては、本年中に全会員のメールアドレス登録を行いますので、ご協力お願い申し上げます。また、登録したはずなのに「いかなごう」が着いていない場合、エラーや間違いが考えられますので、QR コードより再度登録お願いいたします。



会員情報登録フォーム

日本鍼灸師会「療養費等適正運用の手引き 令和4年度版」が発行されました資料ダウンロードのページに置いてあります。これを機会に一度ご覧ください。
会員サイトに入るには
ID：daihari9
パスワード：0663514803



資料ダウンロードページ

【大阪府教職員互助組合】鍼灸マッサージ利用補助事業のご案内

一般財団法人大阪府教職員互助組合様より、2023 年度の本事業継続のお知らせを頂戴しました。
会員の皆様におかれましては、教職員互助組合会員様並びに扶養家族様の健康増進に寄与頂くべく、画像をご覧の上で本サービスの円滑な利用をお願い致します。
取扱、請求等々につきまして事務局にお問い合わせください
【注意事項】①会員本人及び扶養家族様のみ有効②健康保険施術での利用不可③施術料が一回千円以上にのみ利用可④1 回の施術につき施術料の半額以下の範囲で補助券5 枚まで利用可

2023年度 鍼灸・マッサージ利用補助券		施術所記入欄	
有効期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで	施術所名	見本
補助額	500円	住 所	
会員氏名		施術者名	
扶養家族名		施 術 日	
		施 術 料	
補助額に氏名記載の児童が扶養本人とその扶養家族のみ有効です(施術日:資格のある方)		大阪府教職員互助組合 各協会確認印	

（使用上の注意）	
①「本補助券」に封入されている施術券のみ使用可能。 ②補助券に氏名記載の児童が扶養本人とその扶養家族のみ有効(施術日に資格のある方)。 ③健康保険診療の場合は、ご利用いただけません。 ④施術料が一回1,000円以上の場合のみご利用いただけます。 ⑤本券は施術所へ送達後、すでに使用してください。 ⑥本券は金庫と鍵付の入れ物に入れ保管し、盗難に備えてください。 ⑦本券は、各補助券が使用できない場合や予約が必要な場合がありますので、必ず事前に施術所へご確認ください。	
○各協会と協定している団体(施術所に備える場合あり) (注)大阪府鍼灸マッサージ師会 06-626-3331 (注)大阪府鍼灸師会 06-6351-4803 (一社)大阪府鍼灸マッサージ協会 073-658-6577 (一社)和歌山県鍼灸師会 073-753-1101 (一社)和歌山県鍼灸マッサージ協会 073-472-7771 (一社)奈良県鍼灸師会 0742-26-7829	
○利用方法等に関する問合せ先 大阪府教職員互助組合 06-6763-7183	

令和5年3月度 会員動態報告（敬称略）

令和4年3月20日 組織担当 柴山忠宏

- I. 入会申請（1名）
・正会員申請（1名）B 会員 西山 俊雄
・準会員申請（8名）金沢美香、藤田小百合、むねともひろゆき、北畑春陽、前田拓寛、林政志、岩間勝巳、西野淳子
- ・協賛会員申請 無し
- II. 会員相続権申請 無し
- III. 会員種別変更（1名）
A→B 若杉昌司
- IV. 登録事項変更（1名）
施術所住所・電話番号等 島田佳世子
- V. 退会届（3名）
大正・西・港地域 岸明光
河南地域 平尾睦、平尾和子
- VI. 休会申請、賛寿会員申請 無し